

監 査 公 告

財政援助団体監査結果の公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年11月9日

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 太 田 克 典

第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金の交付をしている団体に対し、その事業が、補助金の交付目的及び補助金交付対象事業の内容に沿って適切に行われているかについて実施した。

第2 監査の対象団体

米沢市が補助金を交付した団体のうち、社会福祉協議会運営等補助金（補助金所管課：健康福祉部社会福祉課）の交付団体である社会福祉法人米沢市社会福祉協議会を対象とした。

第3 監査の対象

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

第4 監査の期間

令和2年10月14日から令和2年11月2日まで

第5 監査の方法

当該団体から、関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、監査対象団体の施設内において必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

第6 監査の講評

令和2年11月2日に監査委員室で行った。

第7 監査の結果

監査は、米沢市監査基準に基づき実施した。

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認した結果、当該財政援助団体の予算の執行は補助の目的に沿ったものであり、おおむね適正であると認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の確認の徹底を指導した。